

茨城県報

第6591号

昭和52年12月22日

木曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告示

	ページ
●結核予防法に基づく医療機関の指定(保健予防課).....	1
●茨城県母子保健法施行細則に基づく医療機関開設者等の変更(").....	2
●農用地利用増進規程の認可及び変更(農政企画課).....	2
●土地改良事業の適当決定(農地管理課).....	3
●土地改良事業の認可4件(").....	4
●県営ほ場整備事業の換地計画(").....	4
●土地配分計画(").....	5
●道路の区域変更(道路維持課).....	5
●道路の供用開始(").....	5
●木林業者等の登録(県北地方総合事務所).....	6
●土地改良区役員の就退任の届出(土地改良事務所).....	6

公告

●茨城県林業展示施設指定の解除(林政課).....	7
●基本測量の終了(用地課).....	7
●土地立ち入り測量(").....	8
●開発行為の工事完了(3件)(建築指導課).....	8
●道路位置の指定(").....	9

正誤

●昭和52年5月19日付茨城県報第6529号中.....	9
------------------------------	---

告示

茨城県告示第1329号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づき、次の医療機関を指定したので公示する。

昭和52年12月22日

茨城県知事 竹内 藤 男

(指 定)

名 称	所 在 地	指定年月日
天 下 野 診 療 所	久慈郡水府村天下野4954	52. 12. 1
阿 部 内 科 医 院	水戸市千波町2349-6	52. 12. 1

茨城県告示第1330号

茨城県母子保健法施行細則(茨城県規則第44号)第10条の規定に基づき次の医療機関開設者等の変更を告示する。

昭和52年12月22日

茨城県知事 竹内藤男

1 開設者の変更

医療機関名	関 病院
所在地	水戸市南町3-4-21
新開設者	関 多美子
旧開設者	関 進
主として担当する医師名	関 多美子
変更年月日	昭和52年7月20日

2 主として担当する医師の変更

医療機関名	水戸赤十字病院
所在地	水戸市三の丸3-12-48
新・主として担当する医師名	木村 喜三, 川口 隆司
旧・主として担当する医師名	山田 正哉, 塩津 英悟, 吉田 澄子
開設者	日本赤十字社茨城県支部長 竹内 藤男
変更年月日	昭和52年11月1日

茨城県告示第1331号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の3第1項及び第15条の4第1項の規定により、農用地利用増進規程について、次のとおり認可及び変更の認可をした。

昭和52年12月22日

茨城県知事 竹内藤男

1 認可に係る農用地利用増進規程

高萩市農用地利用増進規程

竜ヶ崎市 "

新治村 "

出島村 "

谷和原村 "

桂村 "

2 変更の認可に係る農用番利用増進規程

大宮町農用地利用増進規程

大 和 村 "

3 認可に係る農用地利用増進規程を備え置く市町村の事務所の所在地

高 萩 市役所 高萩市本町1—100

竜ヶ崎 " 竜ヶ崎市寺後3710

新治村 役 場 新治村藤沢975

出島村 " 出島村大和田828—5

谷和原村 " 谷和原村加藤237

桂 村 " 桂村阿波山176

4 変更の認可に係る変更後の農用地利用増進規程を備え置く町村の事務所の所在地

大宮町 役 場 大宮町大宮388—2

大和村 役 場 大和村羽田1025

茨城県告示第1332号

高田土地改良が行おうとする高田地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年12月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

高田土地改良区定款の写し

高田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和53年1月5日から昭和53年1月27日まで

3 縦 覧 の 場 所 江戸崎町役場

茨城県告示第1333号

昭和52年7月29日付で鹿島郡大洋村大字二重作789番地宮崎正好ほか4名から認可申請のあつた二重作地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和52年12月7日認可したので、同法第95条第4項の規定により公告する。

昭和52年12月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1334号

昭和52年7月29日付で鹿島郡大洋村大字飯島15番地勢子幸男ほか4名から認可申請のあつた飯島地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和52年12月7日認可したので、同法第95条第4項の規定により公告する。

昭和52年12月22日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第1335号

昭和52年7月29日付で鹿島郡大洋村大字上沢372番地岸田馨ほか6名から認可申請のあつた田子沼地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和52年12月7日認可したので、同法第95条第4項の規定により公告する。

昭和52年12月22日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第1336号

昭和52年7月29日付で鹿島郡大洋村大字汲上1427番地菅谷三好ほか9名から認可申請のあつた武与釜地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和52年12月17日認可したので、同法第95条第4項の規定により公告する。

昭和52年12月22日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第1337号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営ほ場整備事業鹿島湖岸南部地区中部工区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年12月22日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和53年1月4日から昭和53年1月24日まで
- 3 縦覧の場所 鹿島町役場

茨城県告示第1338号

農地法(昭和27年法律第229号)第62条第2項の規定に基づき土地配分計画を作成したから同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和52年12月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

地区名	所在地			入植者		増反者		備考
	郡市	町村	字	予定売渡 口数	予定売渡 面積 m ²	予定売渡 口数	予定売渡 面積 m ²	
鉾田第一	鹿島	大洋村	広畑			1	604	
"	"	"	原山			1	90	
"	"	"	"			1	460	

茨城県告示第1339号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和52年12月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年12月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡下館線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡明野町大字猫島 419番の1から	旧	最大 <small>メートル</small> 13.00	3,145.00	
		最小 4.40		
下館市大字茂田1745番の1まで	新	最大 <small>メートル</small> 13.00	3,145.00	
		最小 4.40		
		最大 <small>メートル</small> 25.00	3,114.70	
		最小 9.60		

茨城県告示第1340号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和52年12月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年12月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道 石岡下館線
 2 供用開始の区間
 真壁郡明野町大字猫島419番の1から
 真壁郡協和町大字桑山1775番の1まで
 3 供用開始の期日 昭和52年12月22日

茨城県告示第1341号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録した。

昭和52年12月22日

茨城県県北地方総合事務所長 橋本 章

第4種業者登録

登録番号	登録年月日	住所(所在地)	氏名(代表者)(氏名)	商号(名称)	営業所又は工場		業種	備考
					所在地	名称		
北総合第328号	昭和52.12.12	久慈郡大子町大字上野宮2697	伊藤 忠	伊藤材木店	前記に同じ 久慈郡大子町上野宮8	伊藤材木店	素材業 生産業 販売業 製材業	

茨城県告示第1342号

筑波郡谷和原村大字福岡1546番地に事務所をおく、福岡堰土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

昭和52年12月22日

茨城県土浦土地改良事務所長 安達 敏三

1 退任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
筑波郡谷和原村大字上小目171	理 事	豊 島 勘一郎	理 事 長

茨城県告示第1343号

猿島郡五霞村大字元栗橋947番地に事務所をおく、五霞村土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

昭和52年12月22日

茨城県境土地改良事務所長 館 藤 次

1 就 任

住	所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡五霞村大字川妻1785		理 事	青 木 国 一	
" "	大字幸主丙260の1	"	島 田 吉 治	

茨城県告示第1344号

西茨城郡友部町大字大田町1609—23に事務所をおく、友部町土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

昭和52年12月22日

茨城県水戸土地改良事務所長 岡 野 健 次

退 任

住	所	職 名	氏 名	摘 要
西茨城郡友部町大字上水原710		理 事	郡 司 政 男	

公 告

●茨城県林業展示施設指定の解除

茨城県林業展示施設設置要項（昭和49年茨城県告示第719号）第11条の規定に基づき、次の茨城県林業展示施設の指定を解除した。

昭和52年12月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

種 類	位 置	面 積	所 有 者	樹 種 林 齢	指 定 期 間
間 伐 枝 打	那珂郡山方町大字久隆 字フトブチ 1043, 1043の1, 2	0.40 ha	湖 口 寿 郎	すぎ } 17年 ひのき }	昭和49年11月18日 { 昭和52年11月17日
"	" 緒川村大字小舟 字馬打沢2205の1	0.45	本 橋 耕 夫	すぎ 17年	"
"	筑波郡筑波町大字作谷 577	0.39	飯 塚 徹	あかまつ 39年	"
竹 林	稲敷郡阿見町大字吉原 字向3515	0.90	篠 崎 静 雄	もうそう竹	"

●基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量が、次のとおり終了した旨通知があつたので、同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和52年12月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 測量機関 建設省国土地理院
- 2 作業種類 基本測量(刺針作業)
- 3 作業終了日 昭和52年11月10日
- 4 作業地域 下館市, 結城市
真壁郡協和町

●土地立ち入り測量

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので, 同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和52年12月22日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 起業者の名称 茨城県
- 2 事業の種類 県道上ノ島竜ヶ崎線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
稲敷郡河内村大字長竿字新流作地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和52年12月22日から昭和53年3月20日まで

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について, 次の地域の工事が完了したので, 同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和52年12月22日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿島郡鹿島町大字宮中字伏見4448番地の2, 4455番地
 - 2 事業主の住所及び氏名
鹿島郡鹿島町大字宮中字伏見4448番地の5
学校法人 清真学園
理事長 岩上 二郎
-
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北相馬郡藤代町大字下萱場字下萱場仮1570番, 仮1571番の1, 仮1571番の2及び仮1571番の3
 - 2 事業主の住所及び氏名
東京都豊島区北大塚2丁目13番10号
山一産業株式会社
代表取締役 堤 勸 時

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡谷田部町大字大白谿字民部山218番の3

2 事業主の住所及び氏名

埼玉県川口市本町2丁目6番28号

株式会社 若海商店

代表取締役 若海 健一

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和52年12月22日

茨城県知事 竹内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員 (m)	延 長 (m)
浦土木指令 第924号	52.11.8	(有)鶴屋産業 代表取締役 鶴沢 竹蔵	土浦市荒川沖 1000-2	土浦市荒川沖字日の宮 739-43, 44	4.10	28.75
下土木指令 第900号	52.12.13	塩沢 昇	下妻市下妻戊 209-1	下妻市大字高道祖相ノ 田9-9	4.00	30.30
境土木指令 第523号	"	中村 哲男	岩井市岩井3282	岩井市大字辺田字堀ノ 内558-47	4.00	34.90
" 第524号	"	山中 信男	東京都豊島区東 池袋1-11-4	猿島郡三和町大字東山 田字下中里1815-97	4.10	12.40
" 第525号	"	"	"	" " 大字諸川 字手水添948-1	4.00	40.30
" 第526号	"	"	"	" " " 大字 字十日山1780-10	4.00 4.00	40.12 32.41

正 誤

昭和52年5月19日付茨城県報第6529号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から11	那珂郡美和村大字鷹子字 松山2082の4	那珂郡美和村大字鷺子字 松山2082の4

★ 県政の総覧～県民の六法★

…… 茨 城 県 報 ……

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。購読料は，昭和51年4月1日から送料とも1ヵ月1,000円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,000円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人
発行所

茨 城 県

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所